

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市売店等設置要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店等の設置に関して必要な事項を定める。

2 売店等設置場所

売店等を設置する場所、設置日、開設時間及び店舗数（上限）は、原則として次のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

会場	設置日	開設時間	店舗数
桶川サン・アリーナ	令和 8 年 11 月 8 日（日）	10:00～15:00	5※
	令和 8 年 11 月 9 日（月）		

※屋内 3 店舗、屋外（キッチンカー） 2 店舗

3 出店者の負担

売店等の出店料は無料とする。

ただし、運営に要する経費、実行委員会が用意する備品以外で必要となるものに係る経費は、出店者が負担する。

実行委員会が用意する備品等については、「4 売店等の規模、備品」に定める。

4 売店等の規模、備品

売店等の店舗数、出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として、1 店舗あたり屋内約 5 ㎡、屋外約 20 ㎡とする。

ただし、会場、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。

なお、実行委員会において次の備品等を用意する。

備品名	規格	数量（最大）
長机	450 mm×1,800 mm	4 台
椅子	パイプ椅子	4 脚

※貸出し数については出店者と協議のうえ決定する。

※備品の貸出しは屋内のみとする。

5 出店の申請及び選定

(1) 出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「売店等出店申請書」(様式第1号)を実行委員会に提出するものとする。

- ① 出店概要書(様式第2号)
- ② 売店従事者及び搬入搬出車両等予定表(様式第3号)
- ③ 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- ④ その他、実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(2) 実行委員会は、出店の申請をした者の中から「7 出店者の条件」の規定に基づき審査を行うとともに、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めたものを出店者として選定する。

なお、実行委員会は選定の結果に関係なく申請書及び添付書類を返却しないものとする。

6 出店許可証の交付

実行委員会は、選定された出店者に対して、出店許可証(様式第5号)を交付するものとする。

7 出店者の条件

出店を申請できる者は、次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業について、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生、再生手続中の者ではないこと。
- (4) 桶川市暴力団排除条例(平成24年桶川市条例第21号)(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は、条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。
- (5) 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- (6) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者ではないこと。
- (7) 有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者ではないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けてないこと。
- (9) 税金を滞納していないこと。(猶予を受けている場合を除く)
- (10) 実行委員会が出店要件を確認するため、関係機関から情報提供を受ける場合があることを承諾すること。

8 販売品目

売店等において販売する品目については、次に定めるものとする。

- (1) 観光物産品
- (2) スポーツ用品の販売
- (3) ねんりんピックに関連するもの
- (4) 飲食物
- (5) その他実行委員会が必要又は適当と認めるもの

9 保健所への届出

臨時出店届出については、選定後に実行委員会が取りまとめて保健所に提出する。

ただし、キッチンカーを出店する者については、埼玉県から発行されたキッチンカーの営業許可書（有効期間内のもの）を実行委員会に提出するものとする。

10 売店等監督員

実行委員会は、円滑な運営を図るため、売店等監督員を置き、売店等の管理運営について監督するものとする。

11 売店等責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から売店等責任者を定め、売店等の設置期間中、当該売店等に常駐させるものとする。
- (2) 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について販売員等を指揮監督し、販売等が適切に行われるよう努めるとともに、売店等監督員の指示があった場合にはこれに従うものとする。
- (3) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し販売員の指導に努めなければならない。

12 遵守事項

出店者、売店等責任者及びその販売員等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 食品衛生法の許可を要する営業にあたっては、その許可証等を店頭に掲示すること。
- (3) 売店等責任者及び販売員は実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること
- (4) 販売員の変更、追加、削除があった場合は、実行委員会に報告すること。

なお、変更、追加の報告の際は、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

- (5) 食品関係の売店は、食品衛生関係法令等の基準に従い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止、直射日光を避ける等、食中毒防止のために必要な措置を講じること。
- (6) アレルゲン表示を適切に行うこと。
- (7) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めるとともに、消火器を設置すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、大会運営に支障をきたさないよう、指定された時間内に行うこと。
- (7) 販売品等の搬入、搬出または販売に使用する車両は、指定された場所に駐車すること。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 売店及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみ等はその日のうちに、各自で搬出处分し、環境美化に努めること。
- (10) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心掛けること。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店等監督員の指示に従うこと。

1.3 禁止行為

売店等において次に定める事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は売店等の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り又は呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加工を行うこと。
- (4) アルコール飲料及び許可された品目以外の商品を販売すること。(実行委員会が観光物産品として認めた場合は除く。)
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること。
- (6) 売店等用に設置されたもの以外の会場の附帯設備(電源・水道等)を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (7) 火気を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (8) その他、大会の運営に支障をきたすような行為をすること。

1 4 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は責任を負わないものとする。

1 5 事故等の発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したときは、売店等責任者は初期対応にあたり実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 6 出店の停止

実行委員会は、出店者（販売員等を含む）が関係法令等及び本要項に違反したと認めるときは、出店を停止することができる。

なお、出店の停止により出店者に損害等が生じることがあっても、実行委員会はその責任を負わないものとする。

1 7 原状回復

出店者又は売店等責任者は、売店等の設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復した後、売店等監督員の検査を受けなければならない。

1 8 損害賠償

出店者、売店等責任者及び販売員は、故意又は過失により、会場内の施設、他の出店者または第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

1 9 補填及び補償

（１）出店者は、当初見込む収益が得られなかった場合でも、その損害の補填を実行委員会に請求することはできない。

（２）出店者は、天候不良（自然災害、感染症の拡大被害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 0 個人情報の取扱い

申請等に係る個人情報は、実行委員会が売店等の設置運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 1 疑義の協議

この要項に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、実行委員会と出店者が協議のうえ信義誠実に対応するものとする。

2 2 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、議決日から施行する。